

平成23年度第3回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成23年5月25日(水)	午前9時
場	所	八王子市役所 議会棟 4階	第3・第4委員会室

第3回定例会議事日程

- 1 日 時 平成23年5月25日(水)午前9時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
- 第1 第6号議案 生涯学習施設の休館日及び開館時間の変更に関する事務処理の報告について
- 第2 第7号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱について
- 第3 第8号議案 平成24年生存者(春・秋)叙勲候補者の推薦について
- 第4 第9号議案 平成23年度6月補正予算の調製依頼について
- 第5 請願第1号 「平成23年度中学校歴史教科書採択における適正で公正な勇気ある責務遂行を切望する請願」について
- 4 報告事項
- ・東日本大震災への対応について (学校教育部・生涯学習スポーツ部)
 - ・平成23年度八王子市奨学生の決定について (教育総務課)
 - ・平成23年度学級編制の状況及び学校選択制の結果について (学事課)
 - ・平成23年度中学校音楽鑑賞教室の実施について (学事課)

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1番)	小田原	榮
委 員	(2番)	和 田	孝
委 員	(3番)	川 上	剋 美
委 員	(4番)	水 崎	知 代
教 育 長	(5番)	石 川	和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲) 石 川 和 昭

学 校 教 育 部 長	坂 倉 仁
学校教育部指導担当部長	佐 島 規
教 育 総 務 課 長	穴 井 由美子
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	平 塚 裕 之
施 設 整 備 課 長	矢 光 克 彦
学 事 課 長	海 野 千 細
学 校 教 育 部 主 幹 (保 健 給 食 担 当)	山 野 井 寛 之
指 導 課 長	廣 瀬 和 宏
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (特 別 支 援 教 育 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当)	藏 重 佳 治
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (企 画 調 整 担 当)	所 夏 目
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (教 育 施 設 担 当)	山 下 久 也
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	榎 本 茂 保
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 (図 書 館 担 当)	望 月 正 人
生 涯 学 習 総 務 課 長	宮 木 高 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小 山 等
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (ス ポ ー ツ 施 設 担 当)	遠 藤 幸 保
国 体 推 進 室 主 幹	富 貴 澤 繁 幸
国 体 推 進 室 主 幹	高 橋 利 光
学 習 支 援 課 長	小 松 正 照
文 化 財 課 長	田 島 巨 樹
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	中 村 照 雄
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	田 中 明 美
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	玉 木 伸 彦
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (こ ど も 科 学 館 担 当)	齋 藤 和 仁
教 育 総 務 課 主 査	新 納 泰 隆

施設整備課主査
学事課主査

田代 修
中野 みどり

事務局職員出席者

教育総務課主査
教育総務課主任
教育総務課主任

遠藤 徹也
川村 直
最上 和人

【午前9時00分開会】

小田原委員長 本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成23年度第3回定例会を開会いたします。

ここの天井は電灯がついていませんけれども、夏季の省エネルギー対策といたしまして、出席者は軽装で照明は全部消灯しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。窓際から遠い壁際は、かなり暗いと思いますけれども大丈夫ですか。御不便かけますけれども、よろしく御協力のほどお願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、3番、川上剋美委員を指名いたします。お願いいたします。

また、本日の日程に入る前に、本日の議事日程中、協議事項、平成23年度東京都教育委員会表彰候補者の推薦についてでございますけれども、これは事務局と調整した結果、教育委員会会議規則第9条の規定に基づき議事日程を変更し、会議に付議する要件から除くことといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

もう一つ、第8号議案は、審議内容が個人情報に及び、第9号議案は予算にかかわる案件であり意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 これも、御異議ないものと認めます。

小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第1、第6号議案 生涯学習施設の休館日及び開館時間の変更に関する事務処理の報告について、を議題に供します。

本案について、生涯学習スポーツ部から御説明願います。

宮木生涯学習総務課長 それでは、第6号議案 生涯学習施設の休館日及び開館時間の変更に関する事務処理の報告について、御説明申し上げます。

東日本大震災後の節電対策に伴い、生涯学習スポーツ部所管施設は、現在、夜間の閉館を行っています。今後、電力需要がピークを迎える夏季対策としまして、本市災害震

災対策本部の決定に基づき、電力の総量と消費電力のピーク時の抑制を行うため、電力需要の多い平日に週1回の輪番閉館を行うとともに、クリエイトホール等の一部夜間閉館や、市民球場、北野公園球場のナイターの中止を行います。また、節電を徹底するため、各施設に節電担当者を決め、照明、空調等の節電チェック体制をとってまいります。各施設の変更前、変更後の閉館日は、議事関連資料のとおりでございます。変更期間ですが、6月1日から9月末まででございます。ただ、図書館のみは、6月上旬に蔵書整理期間が1週間程度入っておりますので、6月13日から9月末となっております。

なお、本事務処理につきましては、各施設の利用者へ速やかな周知を図る必要から、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条により、教育長の臨時代理により処理し、本日の教育委員会で報告並びに承認をお願いするものです。施設を閉館する日に既に予約している市民へは既に連絡を始めていますが、一般市民への周知につきましては、5月27日、31日の市議会常任委員会で報告するとともに、6月1日の市長定例記者会見で公表します。

さらに、広報はちおうじ6月1日号で方針を説明し、6月15日号で9月末までの施設の開館カレンダーを掲載する予定でございます。説明は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習スポーツ部からの説明は終わりました。

本案について、御質疑ございませんか。

宮木生涯学習総務課長 議案の訂正がございます。第6号議案の裏面(3)生涯学習センター図書館の時間でございますが、開館時間が午前9時からとなっておりますが、これは午前10時からの誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

小田原委員長 変更はそれだけなのですか。関連資料のほうはどうですか。

宮木生涯学習総務課長 関連資料のほうも、生涯学習センター図書館につきましては、9時からではなくて10時からでございます。

小田原委員長 一部訂正がありました。よろしいですか。ここだけ10時になったのはなぜですか。

望月生涯学習スポーツ部参事 これは、規則にかかわらず教育委員会が決定するというところであげている報告議案ですけれども、この変更というのは、通常ですと午後7時までというところを5時15分にするというところでの変更でございまして、開始の時間自体の変更ということではございません。そういう意味で、これは単純に間違えたものでございます。

小田原委員長　もともと午前10時から開館しているということですか。そうすると、生涯学習総務課長からは、(3)の議案の訂正を指摘されたのだけれども、関連資料のほうは変更前の開館時間も午前10時ということですね。それを言わないと、まずいのではないですか。

宮木生涯学習総務課長　申しわけございません。

小田原委員長　何か御質疑、御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題になっております第6号議案につきましては、御提案のとおり事務処理したことについて、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　御異議ないものと認めます。

よって、第6号議案につきましては、そのように承認することにいたしました。

小田原委員長　次に、日程第2、第7号議案　八王子市奨学審議会委員の委嘱について議題に供します。

本案につきまして、教育総務課から御説明願います。

穴井教育総務課長　それでは、第7号議案　八王子市奨学審議会委員の委嘱について、御説明いたします。

それでは、詳細については、新納主査から説明いたします。

新納教育総務課主査　第7号議案　八王子市奨学審議会委員の委嘱について、御説明いたします。

八王子市奨学審議会委員につきましては、八王子市奨学審議会規則第2条で組織について規定されており、市議会議員選出の委員は7名、また第3条で委員の任期は2年で、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の在任期間とされております。現在の八王子市奨学審議会委員の委嘱期間は、本来、平成24年7月31日までとなりますが、市議会議員選出の委員につきましては、昨年、常任委員会等の改正により委員を委嘱した際、議員の任期に合わせ、平成23年4月30日までの任期とさせていただきます。

ここで、市議会議員の選挙により市議会議員が決まったため、市議会議長から委員の推薦をいただいております。それを承認し、新たに議案にございます馬場貴大議員、鈴

木基司議員、村松徹議員、渡口禎議員、青柳有希子議員、星野直美議員、陣内泰子議員の7名に奨学審議会委員を委嘱しようとする議案でございます。

先ほど申し上げましたとおり、委嘱期間につきましては、市議会議員以外の選出の委員と同様に、平成24年7月31日といたします。説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見、ございましたらお願いいたします。

水崎委員 この資料をもらったときに、ホームページで、去年の7月28日の第7回定例会で、市議会議員7名のことについて、この場で話し合われたのが会議録でアップされていきました。それを読みましたら、去年、私、質問もさせてもらったのですが、平成23年4月30日の議員の任期満了を目途に、議員を7名入れるのか、人数を減らすのか、そういうことも含めて、審議会の趣旨に照らし合わせながら、検討しますよということで回答をもらっているのです。結果的に、そのまま変更もなしに7名が委嘱されたのですが、平成18年からずっと、これについては事務局の方も御努力されて検討しようとしているのはよくわかるのですが、今できなかつたら今後ももうずっとできないのかなという、そんな気もしているのですが、言える範囲の中で教えてもらうことはできますか。

やはり会議録を見ている市民もいると思いますので、それについて、事務局はどういう動きをしたのかということも、きちんと説明しておく必要もあると思いますので、お願いしたいと思います。

穴井教育総務課長 審議会の議員選出の委員につきましては、定例会の場でも御意見をいただいた中で、事務局としても見直しについて検討し、見直す方向でいろいろな行動をさせていただきました。市としても、審議会の委員については、国の審議会等の委員構成等も含めまして、議員選出が7名という、数が多いこともさることながら、議員が参加することについても検討をさせていただいたところです。

それで、さまざまなことをさせていただいた結果として、今日はこういう結論ということで提出をさせていただきましたが、いろいろな理由があつてこういうことになっているということは御理解いただいた上で、ただ、ここでできないからもう見直しができないかという点につきましては、事務局としては今回いろいろな動きをする中で、審議会そのものについても、議会のほうからも御意見もいただいております。審議会の目的が果たされるということになると、委員の構成の見直しだけではなくて、少し幅広い角

度から見直しをして、結果として有用な審議会の機能を果たすような機構というのですか、そういうものも検討していくべきだと思っていますので、引き続き、私どもも検討し、行動に移していく予定であります。以上です。

水崎委員 幅広い角度のというのは、どういうことになるのですか。

小田原委員長 今の説明は、質問に対して的確に答えていないわけで、つまり議員7名を委嘱するということできいろいろやってきたけれども、今回は前と同じような形で委嘱をする。なぜ、そうせざるを得ないのかを言ってくださいと言っているわけですから、言える範囲で言ってください。

穴井教育総務課長 言える範囲でということですが、これについては市の理事者や、議会など、さまざまなお話させていただいた中で、一定の御理解はいただいたところでございます。ただ、今回、特に大きな問題は、震災がございまして、議会でこれを語る際に、ちょうど地震が起こりましたので、そのところで議論が途中でとまってしまうというアクシデントがあったことも一番大きな原因と思っています。

ただ、いろいろな方からの御意見は伺っておりますので、そうしたときに次の実現を図るためには、多少私どものやり方についても、見直しを図らなければいけないところもあるのかなと、今のところ考えているということでございます。

詳細で、まだ本当に案にもなっていない状況ですので、委員の御意見もいただきながら、今後の検討課題ということで続けて取り組んでいきたいと思っています。

水崎委員 震災というのは、私は言い訳だと思うのです。去年の会議録を読んでもらえばわかるのですけれども、4月30日の任期満了を目途にそういう検討を開始したいと言われているので、7月28日の定例会ですから。それから一応検討し始めてはいいのではないのかなと私は考えていたのですけれどもいかがですか。

小田原委員長 実際に、お約束をしているわけですから、それについてどう動いたのか。それは自分たちのことだから言えますよね。かつ、議員の皆さんは、教育委員会の意向は御理解いただいているのか。その2点だと思うのですけれども。

穴井教育総務課長 さまざまな御意見があります。教育総務課がまず何をしたかということ、先ほどの私の説明ではわかりづらいと思いますが、教育委員会としては、定例会で御意見をいただいて、議員の7名については審議会から外すということを目指して行動をいたしました。審議会の委員自体は、条例が市長部局の条例規則になっておりますので、教育委員会独自では決定できません。そういう中では、市長部局にお話をさせていただ

て、市長部局から議会に投げかけていただいたと、そこまではいっています。議会では、各会派に御説明をして、一定の御理解はいただいたと思ったのですけれども、その会議を行っている最中に地震が起きてしまいましたので、そこで会議が停止いたしました。引き続き、継続議題ということで取り上げてはいただいておりますが、そこで次は選挙がありましたので、新しい議員になった中で、また継続して話し合っていくというのは、もう教育委員会では手がつけられない過程になっていきますので、あとは議会に任せている状態でございます。

小田原委員長　いかがですか。言いにくい部分もあるかもしれませんが、事務局としては精いっぱいやっているのだと。

水崎委員　どこが問題、ネックになっているのですか。今回初めてのことでなくて、ずっと前から出ているわけですよ。それが、どうして事務局の動きがいい結果につながらないのかと思うのですけれども、このままいったら、なかなか変わらないという気がしてしまうのですけれども、皆さんはどう思われますか。

小田原委員長　皆さんということですが、いかがですか。ほかの委員の皆さんは。

和田委員　私たちの考え方はお伝えし、事務局も動いているわけですから、やはり今後努力していただくという形で、今回の特殊な事情については、やむを得ない部分もあるので、これは教育委員会としての方向性を明らかにしていますので、事務局に今後さらに取り組んでいただきたいという、そういう思いです。だめになるかどうかというのは、この場で結論を出すわけではなくて、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願いするという、そういう立場ですけれども。

川上委員　システムとして仕方がないところもあるかもしれませんが、こういうふうにしていきたいというのは、もうだれもがわかっているところだし、ここで決まっていることがあるので、それを実現させるために、長い時間がかかるかもしれませんが、よい結果に向かうように、私たちの手の届かないところにあるということになれば、あとはお願いするしかないということだと思います。また、その結果が出たときに次の議論ができるのではないかと考えています。

小田原委員長　水崎委員から質問が出たので、こういう話になりましたが、委嘱するにあたっては、経過を含めて御説明いただくと、話はやりやすかったということだろうと思うのです。水崎委員はどこにネックがあるのだとあって、非常に難しい部分があるのかかもしれませんが、教育委員会の中の審議会をどうもっていくかという場合には、

我々の中で決められる部分というのはあるのだけれども、市長部局あるいは議会を含めた形での審議会の構成ということについては、我々自身の問題としてだけではない枠があるわけです。それに報酬等も絡んでくるわけで、そうすると、議員の皆さんに我々の意向が伝わっているのかどうか、それから新たに委嘱する皆さんもそういうことを十分承知の上で委嘱を引き受けてくださるのかどうかということだろうと思うのです。そこから、もう1回仕切りなおすと多分なっていくだろうというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

穴井教育総務課長 そのとおりだと思います。教育委員会としては、いろいろな工夫をしながら受け入れられるように動いていくしかございませんので、その辺は委員の皆さんの御意向を受けとめた中で、できる限りのことをやっていこうと考えております。

小田原委員長 ということですが、いかがでしょうか。

水崎委員 引き続き、よろしくお願いします。

小田原委員長 議員の数が多いいということは、非常に異常だというふうに私は思いますので、ここはぜひ是正する方向で、引き続き折衝をお願いしたいと思います。

それでは、お諮りいたしますけれども、議題となっております第7号議案につきましては、御提案のとおり委嘱をお願いするということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第7号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程の第5、請願第1号 平成23年度中学校歴史教科書採択における適正で公正な勇気ある責務遂行を切望する請願について議題に供します。

本件について、指導課から説明願います。

山下指導課統括指導主事 5月13日に、平成23年度中学校歴史教科書採択における適正で公正な勇気ある責務遂行を切望する請願が、八王子の教育を良くする会、あおぞら日本代表、鍋木徹さんから出ております。

請願事項は2点あります。1点目です。「教育基本法、並びに中学校学習指導要領では新たに、伝統と歴史を尊重し、我が国と郷土を愛する態度を養う、という目標が重要となりました（教育基本法第1章第2条5）。その観点に立って、子どもたちに最もふさわしい教科書の採択を行ってください」です。

これに対する考え方です。今回の採択の対象となる教科書は、文部科学省において教育基本法の改正、並びに学習指導要領の改訂を踏まえた検定を経ております。八王子市教育委員会においても、教育基本法の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、本市にふさわしい教科書を適正公正に採択をしております。

2点目です。「中学校学習指導要領の内容項目（[歴史的分野]2内容（1）ア・イ）について各歴史教科書に対する、それぞれの教育委員の考えを明確にしてください」です。

学習指導要領の当該の記述について補足させていただきます。

ア、我が国の歴史上の人物や出来事などについて調べたり考えたりするなどの活動を通して、時代の区分やその移り変わりに気付かせ、歴史を学ぶ意欲を高めるとともに、年代の表し方や時代区分についての基本的な内容を理解させる。

イ、身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる。

これに関する考え方です。教科書採択においては、公正確保の徹底を図り、八王子市教育委員会がみずからの権限と責任において行うことは極めて重要であります。内容についても特定の観点からの比較に片寄ることなく、さまざまな面から判断し、適正かつ公正に採択を行います。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

今の説明は、請願があり、その請願事項が1、2あり、一つ一つについての事務局の考え方が説明されたということですが、請願そのものは、皆様のお手元に請願書が届いていると思いますけれども、教育長あてに5月13日付で届けられ、請願理由もありません。その請願について、請願事項一つ一つについての考え方が示されたということですが、御質問ございませんか。

和田委員 まず、請願書の取り扱いについての確認をさせていただきたいのですけれども、この請願書については、この内容について、すべてよしとする場合には採択、それから一部においても賛成できないものについては不採択、また、今後内容について、さらに検討していくということであれば継続審議という、この三つの選択肢があるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

山下指導課統括指導主事 そのとおりでございます。

和田委員 これから内容について考えを述べさせていただく部分が出てこようかと思うのですが、理解できるあるいは了承できる部分はあっても、ある一部分について内容が了承できないという場合には、これは不採択という形になるという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

山下指導課統括指導主事 一部のみの採択ということはできませんので、内容の中で一文でも認められないという部分がありましたら、不採択ということにさせていただきたいと思えます。

小田原委員長 それは何か根拠があるのですか。

穴井教育総務課長 八王子市議会における請願の採択については、以前は一部採択ということもありましたけれども、現在の取り扱いについては、採択または不採択の2種類になっておりますことから、教育委員会においても同様の取り扱いといたしたいと考えて提案しているところでございます。

小田原委員長 ということでございます。特に質問ございませんか。

それでは、本件について、御意見ございませんか。

和田委員 私は、委員になってから、教科書採択にあたっては、やはり公平公正な立場から教科書採択を行ってまいりました。それは、法的根拠であったり、学習指導要領の基準に基づいた教科書であるかどうかということを探択の基準にしながら、資料作成委員会の報告書、みずから調査研究を行って結論を出してまいりました。したがって、基本的には教育基本法であれ、中学校の学習指導要領であれ、それを遵守していくという考え方に、全く異論はございません。ただ、この請願理由の中の2番目のところにあるように、特定の内容項目を挙げて、それについて委員の意見表明を行うということについて、これは、やはり内容項目についても、これだけではなくて、学習指導要領によれば、そのほかにさまざまな観点や内容の指摘があるわけですので、この2点について意見表明を行いながら教科書採択を行うということは、偏りが出たり、全体を通した学習指導要領の基準全体を、視野に入れた採択になるものではないというふうに思っています。そこで見解を述べて教科書採択を行うというのは、やはり採択を行う上で、採択の基準がかなり偏ったもの、あるいは絞られたものになってしまうというふうに考えていますので、私はここで教育委員の考え方を述べながら、あるいはこの項目だけについて意見を述べながら採択を行うということについては、私としては了承できないという考えで

おります。内容項目を尊重するというは当然なことなのですが、この2項目を挙げて意見を述べていくという考え方はありません。

小田原委員長　　ということですが、いかがですか。

川上委員　　私も同じように考えます。教科書採択というのは、そこだけを取り上げれば教科書採択なのですが、教科書は教育の中で使われるものだと思っていますし、また和田委員のおっしゃるように特定のところに対して、その表明をしてくださいという請願に対しては了承できないという意見は同じです。

水崎委員　　歴史に限らず全教科において、和田委員もおっしゃいましたけれども、私も教育委員会の中立という立場で、政治、宗教も一切私は考えないで、公平な目で、それでまた私は保護者という立場で入っていますので、子どもたちにとって親として、どういう本を選んでやりたいかというような気持ちで私は選びますので、もちろん資料作成委員会の、報告も見ながら、教科書をしっかり読みながら、責任を持って選んでいきたいと思えます。歴史に限らず全教科で私は真剣に取り組んでいきたいと思えますので、この個別に書いているようなことについては違和感があるので、このまま、はい、わかりましたとは言にくいと思えます。

小田原委員長　　ということですが、事務局からの説明もございましたけれども、一部採択という形をとらないという観点からいきますと、請願の中にあるすべてを否定するわけではないけれども、一部でも納得できない部分があるために採択はできません。すべての請願を否定するわけではないということの御意見であるということですが、よろしゅうございますか。何か補足することはございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたしますけれども、これから教科書採択に当たるわけですが、すべての教科書に対しては、私ども、法令あるいは学習指導要領にのっとり、公正適切な採択を行っていくわけですが、請願第1号「平成23年度中学校歴史教科書採択における適正で公正な勇気ある責務遂行を切望する請願」につきましては、これまでの議論を踏まえまして不採択といたしたいと思えますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　御異議ないものと認めます。

よって請願第1号につきましては、不採択とすることにいたしました。

なお、この不採択の結果につきましては、事務局から請願者に対して通知するようお

願いいたします。それでは、議事、協議は以上でございます。

小田原委員長 続いて報告事項となります。

まず、東日本大震災への対応について、事務局から御報告願います。

矢光施設整備課長 それでは、東日本大震災への対応について、小・中学校における節電対策と施設開放の現状及び今後の対応等について、田代主査から口頭で御報告いたします。

田代施設整備課主査 東日本大震災以後におきまして、深刻な電力不足に陥っているということに鑑み、学校におきましては平成20年度から取り組んでおります「もったいない運動」、これは光熱水費削減運動という形で学校において取り組んでいるところですが、こちらを徹底させるということでございます。学校においては、特に照明が電気使用量のかなりの部分を占めるということもございますので不要な照明は消す、使っていない電化製品のコンセントは抜く、とにかくできること、小さなことから始めるということで、それを徹底することで節電効果を上げていこうという取り組みでございます。今も学校ではかなり取り組んでおりまして、学校によっては一部蛍光灯を外したり、そうした取り組みもしていただいているところでございます。学校施設の開放につきましては、3月中は計画停電が実施されているということもございまして、全面的に中止しておりました。しかしながら、4月以降、昼間に限り照明を使用しないという条件で、校庭と体育館の開放を実施しておりましたが、学校施設の開放に関しましては、市民からの要望も非常に大きなものがございまして、どうしたらできるかということで検討させていただきました。現在においては、東京電力で計画停電が実施されていないということから、小・中学校を二つのグループに分けまして、隔週での夜間の開放について6月の実施を目途に現在検討しているところでございます。なお、学校施設の開放を実施するにあたりまして、昼間は照明を使用しないこと、また、夜間でも安全が確保できる限り、可能な範囲で、できるだけ点灯は控えていただくということなどを条件として考えております。また、夏季において、これから電力の需要最大期のピーク時を迎えるわけですが、これにより計画停電が再度行われると、電力の供給力の大幅な不足が見込まれる場合には中止することも考えております。

以上で報告を終わります。

小田原委員長 それぞれの担当から説明があるわけですが、別々に質問を受けていく形で

よろしいですか。

では、施設整備課からの御報告について、御質疑、御意見ございませんか。

川上委員　今のことでお伺いしたいのは、もったいないという言葉があって、それは当然だと思えますけれども、それはこういうこと以前の問題だと思えますが、ひとくくりにしてしまわないほうがいいのではないかと考えています。昼間は電気をつけないではなくて、今日みたいに明るい日とか、また、これから梅雨に入りますので、それぞれ本当に暗い日もあるのではないかと。そういうときに、昼間だからつけないとのおくくりがあったならば、それによって目が悪くなるということにもなりませんか。今の説明の中では、ほかにもいろいろありますけれども、特に子どもたちの健康ということにもなりますので、昼間はつけないと決めると、やはり現場での判断というのは、ある程度お願いするしかないのかと思います。何しろ一番大事なのは、学校現場では児童・生徒の健全なる発育ではありませんか。だから昼間は電気をつけないと、こちらでそれを出してしまうのはどうかと思います。提案としてはいいと思います。ここでは、今日、窓側はいいけれども、廊下側はちょっと苦しいのではないかな。これも、設備と関係があるかもしれませんが、最初にどこの電気を全部つけて配線しておけば、ここはつけられる。ランニングコストという言葉で、いつの場合もそれを考えていなければいけない。コストを削減して後で困るようなことになる、今回もそういうことが非常に明らかになっているのではないかとこのように思いますので、今おっしゃったところについては、余り大きくくり過ぎるし、決めつけ過ぎているのではないかと思いました。

坂倉学校教育部長　説明に不足があって誤解を生じたと思うのですけれども、今一般的な学校施設のもったいない運動と、それから、生涯学習活動としての開放の話と一緒にしてしまったのです。前半のもったいない運動につきましては、学校について、これまで以上の徹底をしていただくお願いをするわけですが、それは、説明にあったように、使っていない教室の節電や、一部文科省の外郭機関で調べた結果で、明るい晴れた日に一番窓側を消しても照度はとれるけれども、そうでない場合はとれないときもありますので、それは適宜、学校に照度を考えた中で対応してくださいとしております。一方で、原則として、明かりをつけなくて貸し出すといったのは、昼間の体育館の施設開放の話ですので、そういう意味では、施設開放にお子さんが出る日もありますけれども、そこにつきましてはそういう考え方ですので、学校教育の観点ではございません。もう一つ、説明が足りなかったのは、夜間の開放というお話をしましたけれども、それは体

育館でございまして、校庭については、今のところ、夜間も引き続き開放していく予定はございません。

川上委員 わかりました。

小田原委員長 川上委員も区別して聞いていて、そういう質問をしたと思っているのですが、例えば、私も目が悪いから非常に暗く思うわけです。学校の中で、照度は決められていて、何ルクスはないといけないということがあると思うのだけれども、もっと暗いところでは教育活動にも支障があるわけです。そうしたときに、配線を今からやるというのは大変ですから、そうすると、ここを抜いて電気をつければ、そちら側は照度を保たれるというふうになるわけですが、ここは教育委員会だけの施設ではないものですから、それがなかなかできにくい。私たちの範囲内であれば、そういう工夫をしていかなければいけないだろうということだと思っております。それが、もったいない運動に連動する形だろうと思っております。それから、体育館の貸し出しについても、できるだけ電灯を消すという話だったけれども、できるだけというのは、先ほどの川上委員の質問から言えば、余りにもあいまい過ぎるわけで、我々の目標は何かというと、15%削減を全国的にやろうというわけなので、そうすると私たちとしては、15%というのはどういうことなのか。削減を目標としていくには、どれだけの努力が必要なのかということをお互いにしっかり意識してやっていく必要がある。できるだけではなくて、例えば、20%を目標にした時には、5分の1の電気を消すのだという、そういう目安、暗ければつけざるを得ない。明るければ、もっと消してもいいという、そういう幅を持たせていくことだろうというように思うのですけれども。

和田委員 暑さ対策などで扇風機の使用とか、そういう点はどうなのですか。

田代施設整備課主査 暑さ対策につきましては、今年度、特に中学校では、既に普通教室に空調の設置を進めております。こちらと節電対策をどのようにしていくかというのは、また非常に難しいところですが、使わないというのは、理屈が合わないと考えておまして、やはり子どもたちの教育環境、よりよい環境を与えるために設置したということになれば、これは当然使うのですが使うにしても、例えば、教室のエアコンのスイッチを入れるにしても、一度にスイッチを入れるのではなくて多少時間をずらして入れていく。こうすることによって、ピークの電力をカットすることができるという話も聞いておりますので、現在、運用基準について作成をしているところでございます。扇風機は、既に普通教室についていますので、併用してなるべく消費電力を抑えるという

形でしか、今できる対策はないかというところでございます。ただ、空調を設置して、これをつけるなというふうには今考えておりません。その部分で増えるのはやむを得ないというところでございます。

小田原委員長 15%達成というのは難しいわけでしょう。そこを、どういうふうにするのかということだろうと思うのですけれども、使わないなら使わない部分はあってもいいわけで、使わせることを前提とするのか、使う場合には何度以上のときとか、プールと同じではないですか。

田代施設整備課主査 エアコンにつきましては、設定温度28度を徹底するよという形で考えております。あと、やはり総量を抑えるという意味で、特に夜間開放の電力を無視できませんので、夜間開放時の電力を抑えるということで、二つのグループに分けて、隔週に行うということで総量を抑えていこうと考えております。

小田原委員長 それぞれの基準は決めておいてもいいけれども、それぞれの学校で考えるという形なのではないでしょうか。去年までやっていなかったのだから、窓をあけて扇風機でやっていたところもあるわけですから、それでうちわを持ってきてもいいとか、ネクタイを外して制服でなくていいとか、いろいろな対応はできるわけで、それを一律こうしなさいというのはやはり避けたい、考え方としてはそれが基本的なのではないでしょうか。

川上委員 この基準の設定、温度設定も28度と今おっしゃいましたけれども、こういときこそ、総合的に勉強できるのではないかと。28度でも、湿度が60%のときと40%のときは全然違うと思います。そういうことも含めて、今日は何度だから入れましょうと、そういう何か細か過ぎるようなことは、私は、いつも疑問に思っているのですけれども、今こそいろいろなことを勉強できるのではないかと思います。それから、先ほど申し上げた「もったいない」という言葉ですけれども、物がもったいない、エネルギーがもったいないではなくて、一番もったいないのは人的に、例えば、精神的にちょっと嫌だなと思ったり、心に陰りを落とすようなことが一番もったいないことなので、そのところもやはり現場はちゃんとやっていただければありがたい。児童・生徒の状況というものを、よく見ながらしていただければ、やはり現場にお任せするというではないでしょうかと思っています。

田代施設整備課主査 わかりました。学校の建っている環境、地理ですとか、学校そのものの周辺の環境により、かなり気温、体感温度も違ってまいります。それで個々に目標を定めるといのは、かなり難しいところがございますので、一定の目安として考えて

おります。ただ、上限として決めるのが28度であろうと考えております。これが、例えば同じ気温30度でも、教室によっては35度が上がってしまうところもありますし、また、それ以下になるところも出てきます。こうしたところで、逆に言うと学校できめ細かく対応していただければと考えております。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。施設設備課関係ではよろしいですか。大事なことは、もったいないは、物ももちろんそうだけれども、心のもったいなさが生じないよということ。これは、先ほどの教育活動に支障がないような形での省エネ、節電を考えていってほしいということです。よろしくをお願いします。

それでは、学事課、お願いします。

海野学事課長 それでは、学事課が所管いたします対応について、中野主査から御説明いたします。

中野学事課主査 学事課で、被災地域からこられた児童・生徒の受け入れ状況について御報告いたします。

現在、市立小・中学校で受け入れている児童・生徒の数につきましては、小学生が31名、中学生が9名でございます。震災が起こってからの延べ人数では、小学生が33名、中学生が12名でございます。また、被災された地域からおいでの方の保護者の方に対して、学用品費や給食費などを助成する就学援助の申請を受け付けしておりまして、現在、小学生が33名、中学生が9名受給されております。

学事課からは以上でございます。

小田原委員長 何か御質問、御意見ございませんか。保護者に対する話と、現在の小学校の数が延べ人数と同じになってしまっているのですけれども、現在はということなのですか。

中野学事課主査 延べ人数は受け入れ後、既に福島等にお戻りになった方がおりますので、その数の違いがございます。就学援助は、延べ人数が33名、今まで受け入れしましたが、その方全員が就学援助の申請をされて認定をされていたというところがございます。

小田原委員長 延べ人数のままにいるということで。

中野学事課主査 実際、就学援助は認定された数という形になりますので、現在、もう既に八王子市外に移られた方につきましては、既にもう数から引かれているという形なのですから、延べ数になりますと、今まで受け入れした33名全員が就学援助の申請をされて、認定を受けたという形になっております。

小田原委員長 2名は、もう帰られたということですか。

中野学事課主査 はい。何名かは実際には帰られております。

小田原委員長 よろしいですか。

水崎委員 質問ですけれども、就学援助を受ける期間というのは、毎年、年度ごとになるのでしょうか。

中野学事課主査 学年ごとに申請をしていただく形になります。通常、申請は4月にいただきまして、申請の処理をしまして、実際に認定の通知を出すのが6月下旬から7月上旬になるのですが、被災された方につきましては、いろいろお困りの部分もあるということで、申請をいただきまして即認定をし、お支払いも、通常は一番最初のお支払いが8月になりますが、実際には、一番早い方で4月27日にお支払いをさせていただいております。

水崎委員 来年度についてはどういう扱いになりますか。

中野学事課主査 来年度につきましては、未定です。

海野学事課長 基本的には、また申請をいただくような形をとりますので、状況を見ながら対応について検討していきたいと思っています。

小田原委員長 緊急避難の形だから、その状況に応じて即対応していくという形だろうと思います。通常の形とは、もう全然違う。在住の方々の申請を受ける場合と、審査等の手順は全然違うという理解でいいと思うのです。そのほか、いかがでしょうか。

海野学事課長 補足で、東京都の事業で被災地の児童・生徒の受け入れで、わくわくビレッジに受け入れる話もあったかと思っておりますので、その状況をお話いたします。東京都では、4施設で被災地の児童・生徒を受け入れるということで、当面は子どもたちが一定程度集まっていたほうがいいだろうということで、江東区のBumB東京スポーツ文化館というところで受け入れをしていました。現在、22名という状況です。定員が100名です。わくわくビレッジには、現在、児童・生徒1人もおりません。期限がございまして、1学期終了というところまで預かりましようとの考え方ですので、この後、わくわくビレッジには児童・生徒が実際に来るかどうかは、不明ですけれども、当面はBumB東京スポーツ文化館へ集まっていくと思います。以上でございます。

小田原委員長 東京都の4施設というのは、どこどこですか。

海野学事課長 BumB東京スポーツ文化館とわくわくビレッジのほかに、江戸川区と申しますけれども、特別支援学校で、全寮制のろう学校だったと思います。あと、もう一

つも同じような特別支援学校を収容施設としていると思います。

石川教育長 寄宿舍、寮ですね。

小田原委員長 非常に難しい問題だと思いますので、受け入れ態勢だけは準備しておこう
ということによろしいかと思いますが。

それでは、よろしいですか。学事課は終わりました。

図書館からお願いします。

中村生涯学習スポーツ部主幹 図書館から東日本大震災への対応について、地震等で避難
されている方が図書館を利用しやすいよう、登録手続を簡略化いたしましたことと、釜
石市への職員派遣について、2件、口頭で御報告いたします。地震で避難されている方
が心の安らぎを得るために、本を借りて読んでいただけるよう、通常は図書貸し出しカ
ードを発行する場合は、本人確認のため証明書等の提示が必要ですが、避難されている
方については手続きを簡略化し、本人からの申立書等の提出だけで図書貸し出しカード
の発行を5月から開始いたしました。この取り組みについては、館内掲示や図書館ホー
ムページで周知しております。なお、今日現在の利用登録をされている方の人数ですけ
れども、7名いらっしゃいます。2件目の釜石市への職員派遣についてですが、東日本
大震災により被災した自治体への人的支援として、平成23年5月11日から14日ま
での4日間、岩手県釜石市の避難所運営管理をするため、八王子市から4名職員を派遣
いたしました。4名のうち1名は生涯学習スポーツ部図書館からの派遣職員であり、釜
石市の栗林小学校に設置されました避難所で220名の避難者への食事の支度の手伝い
や、物資の仕分け、在庫管理をはじめ避難者の献立を決める会議の進行等の支援を行っ
てきました。報告は以上です。

小田原委員長 図書館からの報告は以上ですが、何か御質疑ございませんか。

和田委員 手続きの簡略化というのは、どういう簡略化なのですか。

中村生涯学習スポーツ部主幹 通常は証明書がない限り、住所とお名前の確認ができない
と登録利用者カードは発行をしないというのが、今の規則上あるのですけれども、例え
ば、こちらに住んでいるという証明書がない場合は、本人がここに住んでいますよとい
う申し立てを書いていただくだけで登録利用者カードを発行しようと、そういうところ
が簡略化という形になっています。

小田原委員長 図書館からの釜石市への派遣は、図書館からだけの報告だったのですけれ
ども、図書館以外から行っていないから、図書館からの報告となったのですか。

中村生涯学習スポーツ部主幹 教育委員会では図書館からの1名だけでしたので、そういう形で報告いたしました。

小田原委員長 そうだろうね。

廣瀬指導課長 東京都の市長会から、派遣要望が1件ありまして、指導課の教職員担当の職員が宮城県の教育委員会に1名、6月6日から東京都の教育委員会の職員と一緒にいきます。

小田原委員長 何日くらいですか。

廣瀬指導課長 5日間です。6月6日から10日まで、東京都の職員と一緒にいきます。

小田原委員長 いわゆる復興支援として出向の形で、向こうから給料をもらう形で行く派遣というのは、まだ、ないわけですね。それぞれの担当のところ、関係するところからの御報告ですけれども、東日本大震災の対応はそのほかのところでもいろいろやっているわけなので、先ほどの節電も含めて、特にそのほかにつけ加えることはございませんか。学校現場での対応というのは、さまざまあるだろうと思いますけれども、それはまた、御報告があるだろうと思っていますので。

廣瀬指導課長 教員の派遣が八王子市から7名出ていまして、現在2名が宮城県に行っております。陶籙小学校と加住小学校の教員が行っています。3月31日の年度いっぱいになります。

小田原委員長 それは加配教員ですか。

佐島学校教育部指導担当部長 加配教員ではなくて正規の教員が行って、その後に期限付きの教員を配置しています。面接をして配置をしました。

小田原委員長 そういう形ですね。よろしいですか。

水崎委員 学校で体験活動として、姫木平、清水、日光に行っていると思います。例えば、日光の移動教室などについて、早いところでは6月ぐらいからあるのでしょうか、放射性物質や、余震などについて心配される保護者も多いのではないのかと思うのですが、これはどのようなことを考えておられるのか。

海野学事課長 移動教室に関しましては、やはり保護者の方から学校にいろいろ不安が寄せられているということで、今、教育委員会としては、関係自治体のホームページであるとか、観光協会等の放射線量の調査結果とか、あるいは施設との連携の中で、基本的には実施可能だと考えております。ただ、各学校で、さまざまな考え方や判断もあると思うので、現在は各学校長に市教委事務局で、こういうデータを活用してくださいとか、

あるいは地震に関する情報であるとか、情報提供を中心に対応を図っています。移動教室対策委員会という組織が校長会でありまして、そこから保護者への説明責任が果たせるような情報を提供するようにということで、連絡を各学校に出しているところです。

小田原委員長 気にされる保護者はいると思います。校長にもいろいろな考えの方がいるのだけれども、教育委員会で方針を決めて欲しいという校長もいるわけですが、形としては校長の判断に任せる。これは、校外学習もそうだし、外で活動させる部活動をなどもあります。そういうことについては、校長の判断でということで、国から何らかの危険状況が示されれば別だろうと思いますけれども、日光への移動教室というのは、特段、現在のところは差し支えないと考えていいのではないかと思います。

水崎委員 その判断をするための情報や、材料の提供は学校にされているということで、心配な保護者は学校へ聞けば答えてもらえるということで大丈夫なのですね。現地での宿舎や食事、食材など、そういったことも御心配されていると思うのですが、それも含めて、現地の安全の情報というのは、各学校に提供されているということですね。

海野学事課長 今、御指摘のありましたように、例えば、地震が起きたときに宿舎の避難所がどうなっているとか、あるいは食材がどうなっているかという御質問も、あるということでした。それについては、宿舎に情報を確認したり、移動教室の契約業者が全体の情報を把握している面もありますので、その辺もあわせて情報提供しまして、説明できるような体制を整えているところです。

水崎委員 姫木平は、どうなのですか。耐震などについては大丈夫ですか。

海野学事課長 姫木平については、西棟と東棟とあるのですが、西棟については新耐震基準に適った形で造られています。ただ、東棟は新耐震基準ができる前からの建物ですから、今年度、耐震の検査をするということになっています。生涯学習総務課からの話ですが、基本的には姫木平は雪が非常に多いところなので、建物としては、通常の造りよりも、かなり頑丈な形で造っているとの説明を、この間、実踏の中でもしていただいています。今年度、耐震検査の結果が出ましたら、できるだけ早目に各学校に通知をしていきたいと考えています。

水崎委員 静岡県の清水については、今回の東日本大震災のとは直接的には違うかもしれませんが、そういうことについても何か質問とか、心配とか来ていますか。

海野学事課長 清水の場合には、地震のほかに津波の問題と、浜岡原発の問題などもありましたので、いろいろ不安も高いと聞いています。それから、お茶の葉から放射性物質が

出たとの報道もありましたので、それについても、それぞれの情報について各学校長に提供するような形で対応しているところです。

小田原委員長 情報源がどこなのか、その情報が正しいのか、私どもとしては、どこに基準をおいて、何々によればこうですということは、常に準備して答えられるようにしないと、学校も保護者も困ることだろうと思います。

水崎委員 例えば、八王子市が独自に測定に行くとか、そういうことをする予定というのは全く今のところは考えてないということですか。

小田原委員長 これは政府なり、しかるべき機関を信用するしかないのではないですか。八王子市で組織的に測定機を持っていれば、それは正確だというように言えるかもしれませんが、そういう正確な検査機関が今はないということだと思います。今の学事課長のお話だと、姫木平の東棟は古いので、今年度、耐震検査の予定になっているけれども、これはすぐすべきなのです。予定している時期を待つというのではなくて、実際に子どもたちは6月、7月に出かけるわけですから、そのときにまだやっていませんというのではなくて、すぐ調査をやってもらうということでしょう。大丈夫であれば東棟は使っていただき、ダメならばやはり避けたい。実際に長野県でも、栄村あたりの地震があるわけですから。何か考えがありますか。

宮木生涯学習総務課長 姫木平の耐震診断の件ですけれども、耐震診断のほうは速やかに行うようにいたします。ただし、評定機関がございまして、そこが最終的に評定を下すのですが、どうしても時間がかかってしまうというのがございます。ただ、その前に大体大丈夫だろうとか、ある程度の予測は出ますので、その段階で情報を流すようにいたします。

水崎委員 保護者は、学校に行って情報提供を受けて、学校からの説明を聞いて納得はされますか。特にその辺は聞いていますか。

海野学事課長 やはり、いろいろのようです。今週行っている学校があり、保護者説明会での話を確認しましたら、説明で対応できましたというところもあれば、やはり行き先などを改めて検討するというような学校もあるようです。それぞれの学校の状況にもよるかと思います。

水崎委員 最終的には保護者の判断ということにもなるのですね。

小田原委員長 例えば、私のところに、お孫さんはまだ都心にいるのですか、なぜ名古屋の実家に移さないのですか、みたいな電話がかかってくることもあるのです。だから、

いろいろな人がいます。そのとおりにしなければいけないかという、それは保護者の考えでやってくださいということになると思います。校外学習についても、今は各保護者に参加同意書をいただいているわけでしょう。そういう形で意思表示を尊重することだと思えます。本来は全員参加していただきたいということと思えますけれども、そこはお任せするしかないだろうから。

水崎委員 今、同意書をもらうことになっているのですか。同意書を書くのですか。

佐島学校教育部指導担当部長 校外学習に行くとき、あるいは夏季のプールに参加をするときとかというのは、保護者から書いていただいているものが多いと思えますけれども。

水崎委員 強制ではないですか。学校によるのですか。

佐島学校教育部指導担当部長 移動教室は教育課程に位置づけられているもので、原則は全員参加ということになりますけれども、いろいろな書類や保険の書類の提出等でお出しいただくものは必ずあります。同意書を取る学校がすべてではないと思えますけれども、夏季の林間学校のような形でのものは、同意書を取るというような例はあるかもしれません。あと、プール指導は取ります。

水崎委員 以前、教育センターの図書館で教育委員会が平成9年に出している防災ハンドブックを借りてきて見たのですが、この見直しというのは、もちろん八王子市の動きもあわせてとなると思うのですけれども、これはあるのでしょうか。

穴井教育総務課長 今回、避難所の開設ですとか、マニュアルはとりあえずそろえてあるのですけれども、教職員も含めた連携体制とか、まだ確立していない部分もありますし、現状とずれてきているところもありますので、校長先生、副校長先生に入っていて、プロジェクトを設置し、避難訓練まで含めて検討していく予定であります。

水崎委員 ぜひプロジェクトに、現場の先生に入っていて、学校は避難場所にもなっていますので、学校の鍵などは市の職員の方が事務所かどこかにまとめて保管されているみたいなことも書いてあったのですけれども、そうなってくると、学校との連携とか、そういうことも重要になってくると思うので、ぜひ現場の声も聞き入れてもらうという意味も含めて、必ず入れていただければと思いますので、よろしく願います。

穴井教育総務課長 小中学校の校長先生、副校長先生に参加していただくように、今依頼済みで、選考に入っております。

小田原委員長 そのほか、ございませんか。

ないようでございますので、次の報告に入ります。教育総務課から御報告願います。

穴井教育総務課長　それでは、平成23年度八王子市奨学生の決定について、御報告いたします。詳細については新納主査から御説明いたします。

新納教育総務課主査　平成23年度八王子市奨学生の決定について、教育長決裁にて決定しましたこと、この内容につきまして御報告いたします。八王子市奨学生は、高等学校等に在学し成績良好、心身健全にて経済的理由により就学困難な者に対して奨学金を支給する制度でございます。奨学金の支給額は月額1万円で、支給期間は高等学校等の在学期間中となり、本年の2月1日から2月15日の間で募集をいたしました。周知方法としましては、市立中学校の3年生全員に募集のお知らせチラシを配付するとともに、市のホームページや2月1日号の広報に募集記事を掲載し、市の事務所や市民センターなどにポスターを掲示いたしました。お配りしてあります資料をごらんください。1の平成23年度奨学生についてですが、申請者は229名。内訳は、選考基準を満たしていない29名を除いた200名が選定対象で、119名を決定者、81名を補欠者としております。選定方法でございますが、平成22年度から実施された公立高等学校等の無償化を受け、より学習意欲の向上につながる制度とするために改正した新たな選定基準により、成績状況、学校所見、家庭状況を得点化し、3月30日に開催した奨学審議会の審議を経て、上位120名を内定いたしました。この120名について、本人から申請のあった所得を市の住民税課で確認ができる状況となった4月中旬から本職により確認作業を行ったところ、1名の世帯の所得が申請時より多いことが判明し、所得限度額を超えていたがため選定対象外としました。そのことから、決定者が119名となっております。定員予定120名ですので、1名につきましては対象者200名の補欠者81名から繰り上げ採用とし、現在、繰り上げ作業の書類準備等の手続をしております。選定対象外29名でございますが、平均評定が3未満であった者が14名、世帯の所得が生活保護基準の1.5倍以下という制限を超過していた者が12名です。この中には、先ほどの1名の者も含まれております。催促したにもかかわらず所得に関する書類を提出しなかった者が3名おります。(3)は申請者と決定者の状況でございます。申請者決定者の評定平均値、所得、家庭状況を表にしたものでございまして、決定者の評定平均値の値が、前年度の3.9ポイントから、4.1ポイントに0.2ポイント上がっております。これは、選考基準の見直しにおいて、評定平均、学力に重点を配した結果だと考えております。次に、裏面をごらんください。2の中途採用でございます。高等学校等に在学中で、高校進学後に経済的理由から就学が困難となった者を対象として募集いた

しました。募集方法は、ホームページ、広報等でございます。5名の募集に対して4名の申請がありまして、奨学生として2名を決定いたしました。選考方法は、先ほど御説明したものと同様でございますが、中途採用者につきましては、申請基準として申請時の高等学校及び中学3年卒業時の学力とし、中学3年時の評定平均値、学校所見を得点の対象としております。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員 2点教えていただきたいのですけれども、審議会の委員の方が全員出席されたのかというのが一つと、あと基準を変えたことで、選考するにあたって、委員の方から何か意見とか出たようでしたら教えていただきたいと思うのですけれども。

新納教育総務課主査 1名の方が体調不良だということで御連絡いただいて、欠席をされております。御意見としましては、結果的には了承いただいたのですが、やはり基準の中で、教育委員会としまして学力重視にしますというお話を中心に申し上げたのですが、前年、その前の基準が所得の状況をカウントしており、得点化しておりました。その内容について、ぜひ所得については得点化をしてくださいという要望の声があったのですが、それも前段、入り口のところで、所得基準の生活保護基準の2.0倍から1.5倍という形で基準を示しておりますので、そちらのほうで十分に、所得についても低い方については見えるということで御説明して御納得いただきました。また、教育委員会が実施する奨学金ということも踏まえて、福祉的施策との違いということについても御説明して、了解を得たとそのような感じでございます。

小田原委員長 よろしいですか。もっと人数を増やしてほしいという話はなかったですか。

新納教育総務課主査 はい、ございまして、予算がある限り積極的に取りにいきたいということですが、努力はしているのですけれども、今現在このような状況ですというところで、さらなる予算確保に向けては努力していきます。

小田原委員長 そのときに議員選出の委員には何と言っているか聞きたいのですが。

新納教育総務課主査 気持ちでは、そのように伝えたいつもりなのですが、各委員の方が御理解していただけたかどうかは。

小田原委員長 そういう立場で入っているはずだと聞いていますから。よろしいですか。特にないようでございますので、奨学生の決定については以上ということで終わります。それでは、続けて学事課からお願いします。

海野学事課長 平成23年度学級編制の状況及び学校選択制の結果について、まとめましたので報告をいたします。詳細につきましては、中野主査から説明いたします。

中野学事課主査 平成23年度学級編制の状況と学校選択制の結果について、御報告させていただきます。お手元の資料に沿いまして、御説明、御報告をさせていただきます。

まず、1ページ目、平成23年度学級編制の状況についてです。こちらの数字につきましては、普通学級部分の集計となっております。今年度は、4月22日付で小学校1年生の35人学級編制が実施されたことに伴いまして、小学校が4月22日現在、中学校が4月7日現在の状況で集計させていただいております。まず、小学校につきましては70校、児童数28,876人、学級数956学級となっております。対前年度比では、児童数が377人の減少、学級数は6学級の増加となっております。続きまして、中学校についてですが38校、生徒数13,529人、学級数398学級となっております。対前年度比では、生徒数は62人の増加、学級数は8学級の増加となっております。2番目に学級数別学校数としまして、小・中それぞれの学級数を学校規模ごとに分類しております。3番目と4番目につきましては、それぞれ児童数、生徒数が多い学校、少ない学校、上位3校までの学校について、児童数、生徒数、学級数を掲載しております。続きまして2ページ目、各小学校の学級編制の状況でございます。通常学級以外につきましては、学校番号6番の下、第六小学校の日本語学級、26人2学級となっております。昨年度から実施されました小1問題、中1ギャップの予防・解決のための教員加配につきましては、学校名が色塗りされております19番散田小学校、25番緑が丘小学校、43番由井第二小学校、51番浅川小学校の4校が該当しており、4校とも学級規模縮小を選択しております。学級維持制度適用校につきましては、網かけの5校となっております。次に3ページ目、各中学校の学級編制の状況でございます。通常学級以外といたしまして、学校番号5番の下、第五中学校の夜間学級37人、3学級となっております。また、24番目の下、打越中学校の日本語学級24名2学級となっております。小1問題、中1ギャップの予防・解決のための教員加配につきましては、学校名が色塗りされている5校が該当しております。そのうち、学級規模の縮小を選択したのが7番第七中学校、21番檜原中学校、24番打越中学校の3校で、教員加配を選択したのが、18番城山中学校、28番陵南中学校の2校でございます。続きまして4ページ目、特別支援学級の学級編制の状況でございます。こちらの表につきましては、上段から小学校の固定学級、通級学級、次に中学校の固定学級、通級学級の順で掲載しております。

なお、新たに第六小学校に固定学級を開設しております。学級編制についての報告は以上となります。続きまして、学校選択制の結果について御報告いたします。5ページ目をごらんください。学校選択制全体の総括表となっております。小学校につきましては、新入学児童が4,603人で、そのうち、指定校以外の学校を選択した方が689人となっております。割合といたしましては15.0%、対前年度比で0.1%の増加でございます。中学校につきましては、新入学生徒が4,579人、そのうち指定校以外の学校を選択した方が1,044人となっております。選択割合は22.8%で、対前年度比2.0%の増加となっております。指定校以外の学校を選択した方へアンケートを行ったところ、選択理由については、小学校が上位から1番、通学の距離・安全、2番、兄姉が通っている、3番、子どもの友人関係というところで、選択制を導入してから、ほぼ同じような傾向が続いております。中学校も同様のアンケートの結果、上位から1番、子どもの友人関係、2番、通学の距離・安全、3番、兄姉が通っているとなり、こちらも同じような傾向が続いております。なお、今回から選択理由の複数回答をカットしたところ、特色ある教育活動や教師の熱意・指導の割合が増加しておりまして、各学校の特色ある学校づくりや学校経営の取り組みの成果が徐々に出てきております。続きまして、6ページ目、小学校の学校選択制の集計結果でございます。受け入れ教室の不足から、学校番号10番第十小学校、17番横山第一小学校、48番みなみ野小学校、49番みなみ野君田小学校、50番七国小学校、53番由木中央小学校、54番由木東小学校、68番長池小学校、69番鑓水小学校が選択の除外となっております。なお、許可校を含む集計と、許可校を除く集計、また参考に前年度の状況を掲載しております。続きまして、7ページ目、中学校の集計でございます。36番の松木中学校につきましては、受け入れ教室数の不足から除外となっております。学事課からの報告は以上です。

小田原委員長　それでは、学級編制の状況及び学校選択制の結果について、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

水崎委員　指導課に聞きたいのですけれども、選択制のアンケートの結果について、どのように考えられたのか、感想でもいいのでお聞きしたいと思うのですけれども。

所指導課統括指導主事　ただいまの学校選択制の所感ということで、よろしいでしょうか。長年、同じような傾向が見られるというところがありますので、そういった意味では、やはり友人関係であるとか、兄姉であるとか、そういった部分は保護者としては当然考える内容だと思います。今回、複数選択をカットしたことによって特色であるとか、教

員の熱意であるとか、その辺も当然やはり保護者は加味していたということが新たにわかったと考えています。これだけをもって、学校選択制の成果の有無については、今、所感では述べられないところかというふうに考えております。

小田原委員長 所感を述べてくださいと言われたのだから、所感を述べられないというのは答えにならないのではないですか。

水崎委員 アンケートに限らず、この集計結果も含めて、全体でも結構なのですから。

所指導課統括指導主事 このことについては、選択制が定着してきていて、今後指導課として力を入れていかなければならない部分としては特色ある教育活動、それから教師の熱意等で選択していただけるように、教育内容等の充実を図るような学校への支援、指導をしていきたいと考えています。

小田原委員長 よろしいですか。水崎委員が所感を言って、それについてどう思うかという、答えてくれるかもしれませんが。

水崎委員 去年もこの定例会で、和田委員がいろいろお話されていた内容もあると思うのですが、学校選択の傾向が固定化されている感じも、見受けられたりするもので、学校努力だけでもなかなか厳しい部分はあるだろうということもあると思いますので、その辺の話は去年もこの会で出ているので、この1年間どういう取り組みがあったのかと思って、そこも含めて聞いてみたかったです。

所指導課統括指導主事 そういった意味では、特色ある教育活動について、各学校では、特に学校で頑張っている部分、努力している部分についてはPRをするようにと働きかけを、昨年度1年間してまいりました。情報を積極的に公開するといった部分、各学校が努力したと考えております。その点については、今後も学校に働きかけをしていきたいと思っております。

小田原委員長 例えば、通学区域とか、お兄さん、お姉さんが行っているとかという理由が多いわけです。そういう関係でいくと昨年と比較して、同じ傾向にならざるを得ない。学校の特色という形でどうかということ、割合からいってそうは伸びていない。それぞれの学校の特色化が出ていないということはどう考えるかということ、その考え方になっているだろうと思います。それを踏まえてどういうふうに考えるかということなのだろうと思いますけれども、よろしいですか。

水崎委員 もう一つ、集計結果の表がホームページでアップされると思うのですが、アップの仕方ですが、入学数、その後許可区域を含む、除く、その転出・転入、

増減と出していますよね。この増減という、あえてこういうものを出す必要というのがあるのでしょうか。出す意味というのは何なのかというのを知りたいと思うのです。出すからには、見た人は、なぜこういう傾向があるのだらうというのを知りたいだらうと思うのですけれども、アンケートの結果は出ているけれども、各校の事情というものは説明がされないで、どうしてかと思う方も多いのではないかと思うのです。私はアップの仕方は、何も増減などは出さなくても、先程の学級編制同意協議児童・生徒数、これだけでも十分なのではないのかという気はするのです。これはどういうふうに考えられているのかと思ったのですけれども。

海野学事課長 最初の時点で、こういう枠をつくった背景というのは、私自身十分確認してはいないのでけれども、基本的には、集計の結果として単純に出していた部分はあると思います。前にも水崎委員から、そういう御指摘をいただいていた、小規模校の課題というのが、昨年度も同じく、和田委員から指摘があったと思います。その中でいうと、ここにマイナスという数が出てくることが、ホームページを見る方から見ると減っているということで、変な言い方ですけれども、一種の風評被害ではないですけれども、ますます、減っていくことに拍車をかけるような働きがあるのではないかと、私どもも感じています。これについて、今後、掲載の仕方をどうしていくかというのは課内でも検討しまして、本来的には、ここの増減の問題というよりも各学校の特色のある教育活動であるとか、より学校の状況を伝えていくところを出すことで、バックアップをしていきたいと思えます。これについては、改めてまた検討したいと思います。

水崎委員 よろしくをお願いします。

小田原委員長 検討するとしても何を懸念するのかということだと思えます。出さなければどうなのかということ。懸念する部分をなくせば済む話なのかということなのかということ。つまり、それは風評だという話があるのだけれども、風評というと悪い話にとらえられるのだけれども、最近も風評という言葉が流行って、私はよくない風評だと思っているのです。そうではなくて正確な情報を把握して、それをどうするのかということを考えることが必要なものであって、情報操作をすることの一つだと思えます。入れるにしても、入れないにしても。何をもち、こういうことをしているのかということとは、やはり考えなくてはいけない。私は、マイナスがあったときに、プラスを書けばいいのではないかという話もあるのだけれども、そういうことがプラスになるのか、

マイナスになるのか、そこを我々は考えていかなければいけないということだと思いませんけれども。こういう話があるのです。今、学期が始まって中間試験のころだから、中間考査をやって、その結果を子どもたちに、あるいは保護者にどういうふうに伝えるかというときに、授業態度を含めた通知をすべきかどうかという話が学校で話題になるのです。素点だけを示したほうがいいという話になる。なぜかというと、こんな点しか取っていないのかという危機感を持たせるのだという話だったと思うのですけれども、一生懸命勉強していないのかというと、授業態度は非常にいい。一生懸命勉強していても点数が取れないというふうな話で伝えられないのかというと、それだと勉強しなくなるからみたいな話をするというのだけれども、そういうふうな考え方を学校現場は取っていないのかどうか。そうではなくて、マイナスだったらプラスにするにはどうするかという、そういう話にもっていかなくてはいけないということだと思ふのです。学校の授業態度はいいし、一生懸命勉強しているように見えるのだけれども点数が伸びないとすれば、なぜなのかということを考えなくてはいけない。個別対応というのは、そこに意識があるわけで。そこは何も伏せる話でもないだろうというふうに私は思います。

水崎委員　　今のは検討を、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。あと、学校選択制の検証についてというのが平成21年10月に出ているのですけれども、検証結果に基づいているいろいろ事務局では検討というのですか、考えられていることもあるのかと思ふのですけれども、すべてではなくても、内容を精査しながらでもいいのですけれども、公表ということは考えてないのでしょうか。はじめは公表するという話もあったのですけれども、その後公表の仕方を検討するというところで聞いていますが、今後、これを公表するということはないのでしょうか。

海野学事課長　　そのまま出すということは、今は考えていないです。それを、どういう形で改めて見直して、よりわかりやすく組み立て直すというような方向では考えているところです。市民の方あるいは学校の先生方に対して、わかりやすくかつ市教委の考え方も伝えやすいような形にすることができないかというようなことを、今検討しているところです。

水崎委員　　年数がたってしまうと、かなり当時と変わってきてしまうので、そこら辺はするならば早くに出さないと、現場はどんどん動きがありますし、保護者も子どもたちも変化はしていますので、考え方もいろいろ変わってきていると思うので、やはり出すのだったら早くに出さなければいけないと思ひますし、ぜひ検討をお願ひしたいと

思います。あと学校選択制は、もうこのまま継続ということで見直すとか、なくすとかは考えていなくて、今のままで継続していくという方針なのでしょうか。

海野学事課長 基本的には、選択制の結果を見ていただくと、8割近い方が指定校を選んでいるというような結果にも読めると思うのです。選択をするということで、やはり学校に対して、児童・生徒及び保護者の方が、きちんと自分が入る学校について考えるという機会になっていると考えておりますので、そのことが、ひいては選択された学校と、選択した児童・生徒、保護者との信頼関係とか、あるいは学校の活動に参画をしていく意欲を高めることになるとか、本質的な変化にはつながっていくのではないかと考えておりますので、現在のところ、今の状況を続けていきたいと考えております。

水崎委員 来年度以降も、35人学級の対応ということも出てくるかと思うのです。それと、少人数学級、こういったことも学校でやっていると思いますし、特別支援学級も設置するとか、学級数を増やすとか、そういったこともあると思います。空き教室によって受け入れの人数が決まってくると思うのですけれども、選択制の学区外の子どもを入れることによって、35人学級、少人数学級、特別支援学級、こういったものに悪い影響が出ないように、ぜひ受け入れの人数などは考えていっていただきたいと思います。

海野学事課長 御指摘のように、この後、かなりの余裕教室がなくなっていくという要素が増えてくると思います。それについてどういう対応をとるかということは、やはりこの後、大きな課題だと思っておりますので、学校教育部全体の中で、対応については考えていきたいと思っております。

水崎委員 ホームページで、新1年生の保護者にとということで、八王子市の小学校の入学の御案内で35人学級のことなども含めて、今後、受け入れ予定数も変わるかもしれませんがとうたっているのですけれども、ある程度決めた後で、こういうことになってくると保護者からも反発、反感というのが出てくると思いますので、できるだけ早い対応で、保護者に不安がないようにやっていただきたいと思います。それと、特別支援学級の在籍の児童・生徒のところ、固定級というのは、8名で1クラスですよ。例えば、横山第一小学校などは、今はもう16名で2クラス、目いっぱいですね。来年、どういう形になるか、もちろんわからないのですけれども、そうなってくると来年受け入れができるとか、できないとか、そういう状況なども出てくると思うのです。通級は10名で1クラス、例えば、船田小学校などは40名、松が谷小学校20名です。そういったことも、今後、入りたい子どもたちが増えたときには学級数を増やさなくてはいけないの

か、それともそこは定員で切るようになってしまうのか、今後問題が出てくると思いますが、教室の対応というのは十分に考えていったほうがいいのではと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小田原委員長 前半の質問のことなのですけれども、学級編制や学校選択制だけの問題ではなくて、八王子市の学校教育をどういふふうにもっていくかという方向性、あるいは展望があるわけで、そういうのを考えて、この一つがあるという考え方であって、その視点を忘れてはならないということをおし述べたいと思ひます。

それでは、学事課の1件目の報告は、よろしいですか。特にないようでございますので、続けてもう1件お願ひします。

海野学事課長 それでは、平成23年度中学校音楽鑑賞教室の実施について、学事課から報告をいたします。中学校の音楽鑑賞教室につきましては、昨年度、契約日と実施日の相違により、対象生徒の約半分がオーケストラの演奏を鑑賞できなくなるという事故が発生いたしました。今後、二度とこうした事故が起こらないようにということで、事故原因究明対策検討委員会を立ち上げて、調査結果に基づきまして、現在大きく三つの対策を立てて取り組んでおります。一つ目は、学事課内でのチェック体制の整備ということで、給食担当から部活動担当という形で改めてまとめまして、チェック体制を整えております。二つ目が、中学校教育研究協議会の組織体制の整備及び運営方法の見直しです。これについては、中学校教育研究協議会の中で、組織体制及び担当、それから引き継ぎ事項の明確化、関係書類の保存等につきまして改めて認識を高めて、各所属職員、教員に周知徹底を図っているということです。三つ目が、市教育委員会と中学校教育研究協議会とのかかわり、あるいはその役割分担の明確化ということですが、これにつきましては平成22年度に連合行事のあり方検討委員会の中で、連合行事实施要綱を定めまして共通認識を高めたところです。中教研及び校長会等で、周知徹底を図っております。そうした状況の中で、平成23年度につきましては、以下のような形で実施をするということで取り組んでおります。まず、実施日ですけれども、平成23年9月5日月曜日。この日は午前、午後の2公演、平成23年9月6日火曜日につきましては、午前1公演、午後2公演の合計5公演で実施したいと考えております。会場はオリンパスホール八王子。実施内容につきましては、例年、中学校1年生を対象に東京都交響楽団の演奏により実施をしておりますけれども、昨年度に鑑賞できなかった19校のうち、今年度に鑑賞希望の16校について公演回数を1回追加して実施します。これに

つきましては、昨年度、鑑賞できなかった学校が19校の中で、代替演奏で十分であったかどうか、あるいはもし中学校新2年生で聞かせた場合に日程上の課題がないか等につきまして検討いただき、学校によっては生徒のアンケート調査などを実施した上で、各学校長が判断したものでございます。参加予定生徒数が、そこにありますように、中学校1年生が4,658名、聞けなかったという2年生が1,899名、合計で6,557名です。実は、これに引率の教員が約400名プラスされることとなります。総計が約7,000名近い数となります。5回公演にしたというのは、人数の問題もでございます。実はオリンパスホール八王子でオーケストラの演奏があるときには反響版を使用いたします。反響版を使用しますと、オーケストラを乗せるために、オーケストラピットというのを上げるような形をとるのですが、そうすると200席近い席がつぶれてしまうので、1回1,700席弱ぐらいになってしまいます。そうしますと、約7,000名の総員で4回実施した場合は、1,750前後の席が必要であり、またその中で引率の教員が座る座席が非常に厳しい状況になったり、それからオリンパスホール八王子の座席なのですけれども、左右が非常に死角になってしまって舞台が半分ぐらいしか見えないなどという座席があったり、中学生が多少ふざけたりした場合に安全性の確保が困難になるような座席であるなど、学校と学校間のすき間がほとんどない状態ですので、学校間でトラブルなどが発生するリスクも高まるというような課題もでございます。そういう中で、少なくとも1回あたりの人数を少しでも減らす方法を考えるということで5回公演ということを企画しまして、都の交響楽団及び中学校の校長会、それから中学校の教育研究協議会等とも調整した中で、今回5回公演ということで実施する運びとなった次第でございます。私からの説明は以上でございます。

小田原委員長 中学校音楽鑑賞教室の実施についてですが、何かございますか。

水崎委員 これは、教育委員会の問題ではないと思うのですけれども、私、2回ほど行ったのですけれども、オリンパスホール八王子の客席に行くのにエスカレーターでしか行けないのですか。

海野学事課長 そのとおりです。エレベーターとエスカレーターと二つあるのですけれども、やはり、1回1,700人近いお子さんが動きますので、とてもそれでは難しいだろうと判断してしまっていて、現在、非常階段を使う形をとって、できるだけスムーズに、一般の市民にも迷惑がかからず、かつテナントにも迷惑がかからないで入退場できるような方法を、今調整しております。

水崎委員 例え、小学校5年生など連合音楽会を毎年、市民会館でやっていたよね。

それも今回ここでやるのだったら同じような問題が起きてきそうですか。

海野学事課長 同じ問題が起こると思います。一番早いのが、6月16、17日に、中学校2年生対象なのですけれども、伝統芸能鑑賞教室があるのです。その対応がどの程度きちっとできるかということによって、また少しやり方を変える必要があるかもしれませんが、現在は伝統芸能鑑賞教室の実施に向けて、バスの運行业者と中学校の国語部会の先生方とオリンパスホール八王子と三者で調整を図って、できるだけスムーズな入退場を進めていきたいと考えているところです。

水崎委員 例え、6日だと午後は二つ公演があります。入れ替えのときなども、今後、気をつけていかないと大変ですね。もちろん、6月16、17日それをやって、その結果を生かして次となるのでしょうけれども。

海野学事課長 5公演の対象学校というのをかなり厳選しまして、午後の2回公演の最初の公演については、入退場ができるだけスムーズに動けるようにということで、徒歩で来られる学校を中心に固めました。それから、バスの台数を増やしまして午前中の学校で子どもたちを乗せて、終わった後学校へ届けて、その後、午後の学校へ回ってバスに乗せてくるという形をとるのですけれども、その間をできるだけ時間の余裕が持てるような組み立てを今考えて対応しているところです。

水崎委員 2階席の手すりが高いこととか、手すりの下に物を置いてしまうと、気づかないで何か拍子に下へ落ちていってしまうのではないですか。そういう危険性を、私は一度行ってすごく感じているのですけれども、その辺なども気をつけないとまずいですよね。

海野学事課長 担当の先生方も、このままだと、中学生に鑑賞させる上では、かなり課題が大きいと感じていて、そのために、3階席、2階席などでは、最前列については座らせないような工夫をすとか、そこに場合によってはロープを張るとか、何らかの手だてをしていこうと考えているところです。

水崎委員 現場の先生が一番子どもたちのことをよくわかっていると思うので、危険のないように無事に終わるように、先生たちと相談してやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

川上委員 鑑賞教室なのですけれども、音楽鑑賞をするというのは、入れ替えの物理的なことでもありますけれども、音楽を聞くためにホールに入って席についてということも、すべて鑑賞教室の意義があると思うのです。非常階段で行って、会場内にすぐ入ります

よね。それもいたし方ないのかもしれませんがけれども、着く時間を少しずらして正面玄関から入ってというところ、それから、プログラムはどうするのか知りませんが、やはり本来、音楽会を聞きに行くというところ、それで帰ってくるというところを最大限に優先させていただきたい。でなければ音楽教室のただそこへ行って聞けばいい、中へ入って聞けばいいというものだけではないというところまでお考えいただきたいと思うのですけれども。

小田原委員長　ほかにはどうですか。

和田委員　希望しているのが16校ということで、3校が希望していないのですけれども、これは、例えば先ほどの話だと代替とか、日程のアンケート調査も行ったという、そういうことだったのですが、保護者の方たちは、それは大丈夫なのですか。

それから、もう一つはオリンパスホール八王子で行うということを前提にアンケートをとった結果なのでしょうか。せっかく、お披露目の場であるのに、聞くことということだけではなくて、やはり会場に来るということを前提に考えたのかと思ひまして、もったいないと逆に思いますし、また保護者の方たちが今年のトラブルについて、これで納得するかどうかというようなことを考えたとき、その3校がちょっと気になるころではあるのですけれども。

海野学事課長　保護者の方たちから、どのような御意見が出て、それについてどういう対応をしたかという詳細について把握はしておりません。ただ、直接、教育委員会に3校の保護者の方から、うちはこういうことでやらないというのだけれども、おかしいのではないかという御指摘とか、御意見とかということは、今のところあがっておりません。

それから、アンケート調査の中で、新しいオリンパスホール八王子ということ、どの程度、明示した形でとっているかということについても、こちらでは情報を把握しておりません。

小田原委員長　心配なのは、今の質問も含めてなのですから、この報告は学事課の名前で出ているのですが、私たちには資料として出てきているけれども、これが子どもたちあるいは保護者に、こういう音楽鑑賞教室をやりますというのは、だれの名義で、どこが出しているのですか。

海野学事課長　各学校への通知ということですか。

小田原委員長　学校への通知も、保護者への通知も、つまり、先ほど3点挙げて、事故再発防止を図っているという話がありましたよね。昨年の問題の何が問題になるかという

ことは十分検討したと思うのです。私は、一番大きいのは何かと云ったら、だれが音楽教室をやっているのかというところが不明確だったと思うのです。責任をだれがとるのかというところは、結局、教育長や部長、課長がとっていたわけです。とすれば、教育委員会がすべてこれを作って運営そのもの、例えば、子どもたちをどう座らせるとかというのは学校に任せるけれども、これをやるのはだれがやっているのということが明確でなければならない。とすると、この報告あるいは実施案、こういうふうにしてやりますので御参加くださいとか、生徒たちはこういうふうにやいなさいとかというようなことは、だれがやっているのかということなのです。そこがわからないのです。今お話されているのは、だれが考えてやっているのかということ。先ほども川上委員の話があったように、非常口から入れるなど、音楽会を非常口から入れて聞かせるなどというのは、何なのだと私などは思うのですけれども。それは鑑賞教室にならないだろうと。そういう造りでないというのは、あらかじめ承知しているわけだから、何が不便なのかというのもわからせるのも鑑賞教室の一つになっていくと思うのです。それを、だれがやるのかと云ったら、だれがやるのですか。今の、オリンパスホール八王子でやりますよ。それを3校は行きませんとしたときに、私は、オリンパスホール八王子に行ける機会が失われたので行きたいという子どもが出てきたら、どうするのかというようなことを、その責任はだれがとるのかというようなことにまでいくわけです。これはどうなのですか。

海野学事課長 先ほども申し上げました、連合行事の実施要綱という形で定めました中に、連合行事については教育委員会が主催するという形ではっきり位置づけています。実際の運営主体については、中教研の担当部会で役割分担を明記しておりますので、今、委員長が言われた部分については教育委員会が責任を持つという、それは明確になっています。

小田原委員長 形としてはそうだけれども、では、こういうふうにやりますというような通知は教育委員会名で出ているのですか。

海野学事課長 教育委員会の中で意思決定をとって、それを中教研の担当部会にそういう形で通知しております。

小田原委員長 音楽教室を実施しますといった通知を、保護者なりにいっている通知はだれの名前でいっているのですか。教育委員会の名前でいっているのですか。あるいは、連名でいっているのか、中教研の会長名でいっているのか。

海野学事課長 保護者にどういう形で通知がいつているかということまでは、私のほう

で十分把握しておりません。

小田原委員長　　ということは、教育委員会主催ではないということではないですか。

石川教育長　　いや、そうは言えないのではないですか。主催は教育委員会だけれども、共催のような形で校長会や中教研が入ってくるわけでして、実際にそれを受け入れる学校側とすれば、教育課程の一環としているわけですから、それは校長名で出したところで、私は一向に問題はないと思いますけれども。

小田原委員長　　そこに参加するのは、2年生の場合だけは学校の選択に任せるという決定を我々がやれば、それはそういう形で学校に任せる。つまり私が言いたいのは、やはり教育委員会が絡んでいる形で、保護者なり、生徒に伝えていってほしいということなのです。知らないという形ではなくて、連名なら連名にして。子どもたちに対しては校長名だけでもいいのか。こういう行事がありますから御参加願います。先ほども、川上委員と和田委員の質問に対する、あるいは心配に対する部分については、私はやはり教育委員会としてこうであるということは、はっきりさせておかないと、また別な問題が発生するような感じがします。それをどうするか。例えば、非常口から入れる、入れないという話はだれが決めるのか。三者で決める話しかないのか。

海野学事課長　　川上委員から御指摘いただくまで、音楽を鑑賞するというこの意味をどう考えるかということが十分ではなかったと反省しております。どちらかというと、実務的にどうできるかというレベルでの対応しか考えておりませんでしたので、やはり人数が非常に多いのと、オリンパスホール八王子に行かれているかと思うのですが、エスカレーターで上がっていくところというのは、非常に狭くて人数も非常に大人数が入るのには時間もかかりますし、確かにトラブルの可能性も非常に大きいというのはそうなのです。ですから、本来であれば、川上委員がおっしゃるように、きちんと正面の入り口からみんなが、それこそ正装ではありませんけれども、きちんと鑑賞するという心の準備を整えて入場をして、十分味わって帰れるという体制がとれば、本当に理想的だと思いますけれども、実務的には非常にそれが限られた時間的な部分もございますので、今回、厳しいかなと考えております。

川上委員　　わかります。最初にお聞きすればよかったのですがけれども、午前、午後の2公演の場合は、時間的にそれは可能だと思うのです。それと午前1公演で午後2公演と、この開始時間と演奏時間と終演時間、それから、その次との間、午後2公演になりますと時間が最終的にどこまでになるのか。学校の終業時間との関係はどういうふうになっ

ているのかというのを、お聞きしたかったのです。

海野学事課長 1日目は、開演が午前10時55分で終演が12時の予定です。午後は、14時15分開演で15時20分終演です。2日目は、開演が10時40分、終演が11時45分、午後の1回目が12時55分開演で終演が14時、午後の2回目が14時55分開演、終演が16時となっております。これにつきましては、都の交響楽団の制約もございまして、当初はかなり早めて9時ぐらいからできないかというような交渉もしたのですが、楽団員との関係で難しいようなのです。終演時間につきましても、特に2日目の場合には、その翌日の公演の準備に入らなければならないというオリンパスホール八王子の事情もございまして、遅くとも5時には全部撤収できるような体制をとってほしいという制約もございました。

川上委員 最短55分の入れ替えですか。

小田原委員長 55分で入れ替えというのは難しいのでは。25分で退場して、25分で全部入れるわけですね。

川上委員 最悪でもないけれども、終わったら、階段は非常階段もあけるのもいいけれども、入りだけは何とか検討してみて、付近の商店などの関係もあるかもしれませんし。

海野学事課長 今度の伝統芸能鑑賞教室の状態を、実際にそこでどういう動きになるかを確認して、どんなことができるかを検討したいと思います。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、いろいろな課題を抱えての実施になりますけれども、構造上の問題等で危険とか、あるいは地域への迷惑とかがありますけれども、それを最小限に食いとめるような対策や方法を、教育委員会、学校、校長会を含めて、ぜひ御検討いただきたいと思えます。

それでは、学事課の報告はよろしいですか。

それでは、予定された日程は以上ですけれども、ほかに何か報告事項等ございますか。特にございませんか。委員の皆様は特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、以上で公開の審議は終わります。ここでしばらく休憩に入りますが、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退出願います。では、35分から再開ということをお願いいたします。

【午前11時26分休憩】